



鳥取労働局発表
平成25年11月19日

職業安定部職業対策課
課長 福田 正志
障害者雇用担当官
浜川 誠一
電話 0857-29-1708

鳥取県における平成25年「障害者の雇用状況」集計結果

(平成25年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

鳥取労働局（局長 ^{やさわ} 矢澤 ^{よしむね} 由宗）は、平成25年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を取りまとめましたので、発表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」では事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日から、民間企業の場合は2.0％に、国・地方公共団体等は2.3％に、都道府県等の教育委員会は2.2％に改定されています。

【平成25年の結果等におけるポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.0％）における状況について

- ① 雇用障害者数は、1,016.0人となり、過去最高を更新したものの、算定の基礎となる労働者数も過去最高となった結果、障害者の実雇用率は、1.77％となり、前年度に比して0.03％ポイント低下した。なお、全国平均（1.76％）は上回った。
- ② 法定雇用率達成企業割合は53.6％となり、前年度に比して3.0％ポイント低下したものの、全国平均（42.7％、前年度比4.1ポイント低下）よりも小幅な低下に止まった。
- ※ 算定対象となる常用労働者は前年に比べ2,492.5人増加、障害者数は31.5人増加している。

2 地方公共団体（同2.3％、県などの教育委員会は2.2％）における状況について

- ① 県の機関（3機関）では、全てで法定雇用率（2.3％）を達成した。
- ② 県教育委員会の実雇用率は1.83％となり、法定雇用率（2.2％）を下回る状況が続いている。
- ③ 市町村の機関（26機関）のうち、1機関が法定雇用率（2.3％）を下回った。
- ④ 市町村の教育委員会（1機関）では、法定雇用率（2.2％）を達成した。
- ⑤ 独立行政法人等（2機関）では、全てで法定雇用率（2.3％）を達成した。

3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し、労働局幹部が指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、鳥取障害者職業センター及び鳥取高齢・障害者雇用支援センター等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率 【総括表、1(1)概況】

①一般の民間企業（50人以上規模の企業：2.0%の法定雇用率）における障害者雇用数は、1,016.0人（実人数868人）で、31.5人増加した（実人数は44人増加した）。

このうち身体障害者は670.0人（実人数511人）、知的障害者は273.0人（実人数275人）、精神障害者は73.0人（実人数82人）であった。

②平成24年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は117.0人（実人数114人）で、前年より実人数で5人増加した。

③実雇用率は、1.77%であり、法定雇用率を達成できなかった。

④法定雇用率達成企業（211企業）の割合は53.6%で、前年（56.6%）を3.0ポイント下回った。

⑤法定雇用率未達成企業（183企業）のうち0人雇用企業が114企業（62.3%）、1人不足（0.5人を含む）が133企業（72.7%）、0人雇用かつ1人不足企業が94企業（51.4%）であった。

○産業別の状況 【1(2)産業別の雇用状況】

①産業別の障害者雇用数は、前年より、宿泊業・飲食サービス業で21.0人、サービス業で12.5人、建設業で10.0人増加したが、製造業で16.0人、複合サービス事業で16.0人減少した。他の業種では、僅かな増減又は横ばいとなった。

②実雇用率は、建設業で0.56ポイント、宿泊業・飲食サービス業で0.28ポイント、情報通信業で0.26ポイント、サービス業で0.22ポイント上昇。生活関連サービス業・娯楽業で2.48ポイント、不動産業・物品賃貸業で0.61ポイント低下しており、他の業種は僅かな増減又は横ばいとなった。

③法定雇用率達成企業の割合は、農・林・漁業が前年に続き100%で、学術研究・専門・技術サービス業が80.0%と5.0ポイント上昇、建設業が78.6%と5.9ポイント上昇、不動産業・物品賃貸業が75.0%と25.0ポイント低下、サービス業が65.6%と2.6ポイント上昇、医療・福祉が64.6%と1.6ポイント上昇、製造業が57.1%と6.2ポイント低下した。他の業種では、生活関連サービス業・娯楽業で28.2ポイント、金融業・保険業で16.7ポイント低下した以外は、僅かな増減となった。

○企業規模別の状況 【1(3)企業規模別の雇用状況】

①企業規模別に見ると、100～300人未満規模企業で98.0人、300～500人未満規模企業で8.0人、1,000人以上規模企業で1.0人の増加したが、50～100人未満規模企業で67.0人、500～1,000人未満規模企業で8.5人の減少となった。

②実雇用率は、100～300人未満規模企業で0.45ポイント上昇したが、50～100人未満規模企業で0.71ポイント、300～500人未満規模企業で0.24ポイント、500～1,000人未満規模企業で0.08ポイント、1,000人以上規模企業で0.03ポイント低下した。

③法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上規模企業が前年に続き100%で、300～500人未満規模企業が57.9%と17.1ポイント、100～300人未満規模企業が54.7%と1.3ポイント、50～100人未満企業が54.5%と2.2ポイントの低下、500～1,000人規模企業が23.5%と17.7ポイントそれぞれ低下した。

○独立行政法人等の状況 【総括表】

①独立行政法人等（43,5人以上規模の法人：2.3%の法定雇用率）における実雇用率は、2.49%で、0.04ポイント低下した。

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況 【総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況】

①県の機関（職員数43,5人以上：2.3%の法定雇用率）における実雇用率は2.39%で、0.10ポイント上昇した。

②3機関全ての機関で法定雇用率を達成した。

○県の教育委員会における在職状況 【総括表、2(3)各機関の状況】

①県の教育委員会（職員数45,5人以上：2.2%の法定雇用率）の実雇用率は、1.83%で、0.16ポイント上昇した。

○市町村の機関における在職状況 【総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況】

①市町村の機関（職員数43,5人以上：2.3%の法定雇用率）の実雇用率は、2.42%で、0.23ポイント上昇した。

②26機関中1機関が法定雇用率未達成であった。

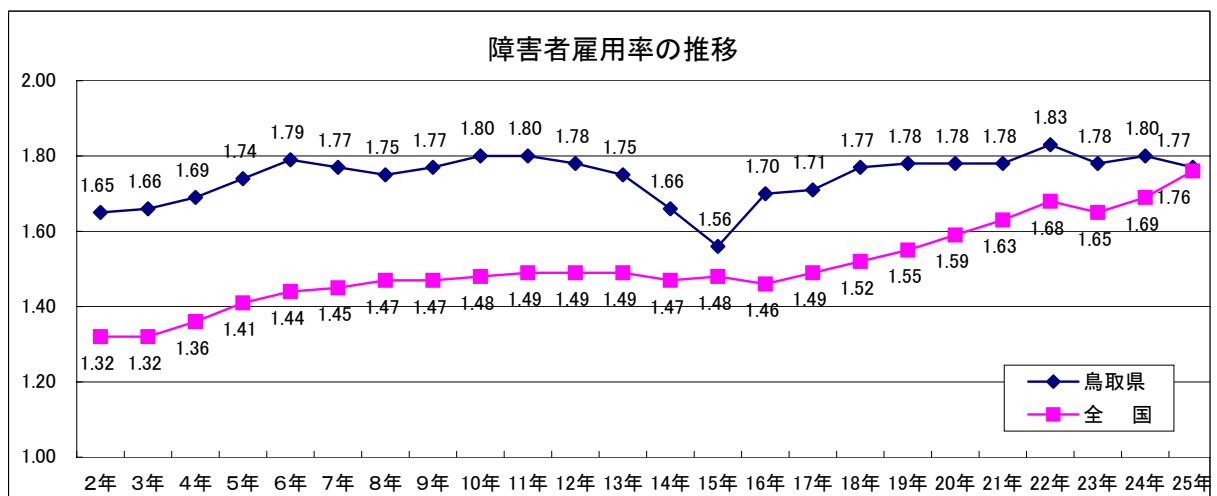
○市町村の教育委員会における在職状況 【総括表、2(3)各機関の状況】

①市町村の教育委員会（職員数45,5人以上：2.2%の法定雇用率）の実雇用率は、1.49%で、0.02ポイント上昇した。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

年	項目	鳥 取 県					全 国	
		企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数 割 合	障害者数	実雇用率
		企業	人	人	%	社	人	%
平成2年		327	53,350	881	1.65	179	203,634	1.32
3年		335	53,952	894	1.66	188	214,814	1.32
4年		344	55,207	933	1.69	199	229,627	1.36
5年		346	54,905	955	1.74	203	240,985	1.41
6年		339	54,909	984	1.79	212	245,348	1.44
7年		332	55,303	980	1.77	207	247,077	1.45
8年		323	54,594	953	1.75	192	247,982	1.47
9年		311	53,921	952	1.77	188	250,030	1.47
10年		304	53,781	966	1.80	188	251,443	1.48
11年		357	55,557	1,002	1.80	191	254,562	1.49
12年		355	54,970	976	1.78	197	252,836	1.49
13年		340	53,231	933	1.75	187	252,870	1.49
14年		324	49,141	816	1.66	178	246,284	1.47
15年		324	49,443	772	1.56	163	247,093	1.48
16年		333	51,027	870	1.70	178	257,939	1.46
17年		345	52,488	898	1.71	189	269,066	1.49
18年		333	51,201	905.0	1.77	188	283,750.5	1.52
19年		347	51,535	918.5	1.78	201	302,716.0	1.55
20年		349	52,922	941.0	1.78	211	325,603.0	1.59
21年		349	52,078	927.5	1.78	206	332,811.5	1.63
22年		329	50,091	919.0	1.83	196	342,973.5	1.68
23年		362	55,320.5	985.5	1.78	204	366,199.0	1.65
24年		362	54,810.0	984.5	1.80	205	382,363.5	1.69
25年		394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	408,947.5	1.76
対前年		32	2,492.5	31.5	0.03	6	26,584.0	0.07



注 1：雇用義務のある企業（50人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者	平成23年度以降	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） - 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
平成18年度以降	- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） - 重度身体障害者である短時間労働者 - 重度知的障害者である短時間労働者 - 精神障害者 - 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）		

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | { 一般の民間企業 2. 0 %
(50人以上規模の企業)
特殊法人等 2. 3 %
{ 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 } |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関) |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

総括表

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率2.0%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	57,302.5 人 (54,810.0 人)	1,016.0 人 (984.5 人)	1.77 % (1.80 %)	211 / 394 (205 / 362)	53.6 % (56.6 %)
全 国	23,213,401.0 人 (22,577,527.0 人)	408,947.5 人 (382,363.5 人)	1.76 % (1.69 %)	36,413 / 85,314 (35,694 / 76,308)	42.7 % (46.8 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,079.0 人 (4,059.0 人)	97.5 人 (93.0 人)	2.39 % (2.29 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
全 国	322,458.5 人 (323,879.0 人)	8,136.0 人 (7,882.0 人)	2.52 % (2.43 %)	144 / 156 (144 / 155)	92.3 % (92.9 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.3%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	6,048.0 人 (6,127.0 人)	146.5 人 (134.0 人)	2.42 % (2.19 %)	25 / 26 (21 / 26)	96.2 % (80.8 %)
全 国	1,061,543.5 人 (1,052,790.5 人)	24,792.0 人 (23,730.5 人)	2.34 % (2.25 %)	1,947 / 2,372 (1,998 / 2,312)	82.1 % (86.4 %)

※鳥取県の市町村の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み。

(3)都道府県及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.2%)

区 分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
鳥取県	4,392.5 人 (4,375.5 人)	80.5 人 (73.0 人)	1.83 % (1.67 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
市町村	67.0 人 (68.0 人)	1.0 人 (1.0 人)	1.49 % (1.47 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
全 国	676,557.0 人 (673,631.0 人)	13,581.0 人 (12,677.5 人)	2.01 % (1.88 %)	72 / 125 (85 / 121)	57.6 % (70.2 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,050.5 人 (2,058.0 人)	51.0 人 (52.0 人)	2.49 % (2.53 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
全 国	369,292.0 人 (359,343.5 人)	8,369.0 人 (7,647.0 人)	2.27 % (2.13 %)	213 / 318 (227 / 305)	67.0 % (74.4 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算入されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者である短 時間労働者	D. 重度以外 の身体障害者 及び知的障 害者並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
鳥取県	企業 394	人 57,302.5	人 200	人 26	人 538	人 104	人 1,016.0	人 117.0	% 1.77	企業 211	% 53.6
	(362)	(54,810.0)	(213)	(18)	(488)	(105)	(984.5)	(114.5)	(1.80)	(205)	(56.6)
全 国	85,314	23,213,401.0	99,560	11,197	184,179	28,903	408,947.5	41,906.0	1.76	36,413	42.7
	(76,308)	(22,577,527.0)	(95,164)	(9,806)	(170,977)	(22,505)	(382,363.5)	(34,637.0)	(1.69)	(35,694)	(46.8)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取県	1,016.0	173	21	289	28	670.0	64.0	27	5	185	58	273.0	36.0	64	18	73.0	17.0
	(984.5)	(184)	(15)	(266)	(37)	(667.5)	(59.5)	(29)	(3)	(168)	(50)	(254.0)	(34.5)	(54)	(18)	(63.0)	(20.5)
全 国	408,947.5	84,682	8,126	120,536	11,545	303,798.5	25,239.0	14,878	3,071	45,368	9,471	82,930.5	10,530.5	18,275	7,887	22,218.5	6,136.5
	(382,363.5)	(81,393)	(7,117)	(116,364)	(9,493)	(291,013.5)	(21,923.5)	(13,771)	(2,689)	(40,792)	(7,440)	(74,743.0)	(8,554.5)	(13,821)	(5,572)	(16,607.0)	(4,159.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者					
産業計	企業 394 (362)	人 57,302.5 (54,810.0)	人 200 (213)	人 26 (18)	人 538 (488)	人 104.0 (105.0)	人 1,016.0 (984.5)	人 117.0 (114.5)	% 1.77 (1.80)	企業 211 (205)	% 53.6 (56.6)
農、林、漁業	企業 3 (3)	人 212.0 (212.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 0.0 (0.0)	人 5.0 (5.0)	人 0.0 (0.0)	% 2.36 (2.36)	企業 3 (3)	% 100.0 (100.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	14 (11)	1,289.5 (1,084.0)	4 (2)	0 (1)	17 (10)	0.0 (0.0)	25.0 (15.0)	10.0 (0.0)	1.94 (1.38)	11 (8)	78.6 (72.7)
製造業	98 (98)	14,381.0 (14,092.5)	48 (64)	5 (2)	130 (116)	5.0 (7.0)	233.5 (249.5)	22.0 (25.0)	1.62 (1.77)	56 (62)	57.1 (63.3)
電気・ガス・熱 供給・水道業	3 (2)	169.0 (117.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	8 (7)	1,012.5 (1,090.5)	4 (3)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	10.0 (8.0)	0.0 (0.0)	0.99 (0.73)	3 (2)	37.5 (28.6)
運輸業、郵便業	13 (11)	1,644.0 (1,544.5)	6 (5)	0 (0)	19 (17)	0.0 (0.0)	31.0 (27.0)	0.0 (2.0)	1.89 (1.75)	6 (6)	46.2 (54.5)
卸売業、小売業	76 (79)	11,213.0 (11,478.0)	22 (26)	2 (4)	76 (75)	27.0 (19.0)	135.5 (140.5)	12.5 (12.0)	1.21 (1.22)	31 (35)	40.8 (44.3)
金融業、保険業	9 (8)	2,088.5 (2,020.0)	3 (3)	0 (0)	19 (22)	0.0 (0.0)	25.0 (28.0)	3.0 (2.0)	1.20 (1.39)	3 (4)	33.3 (50.0)
不動産業、 物品賃貸業	4 (2)	259.5 (118.0)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	0.0 (0.0)	5.0 (3.0)	0.0 (1.0)	1.93 (2.54)	3 (2)	75.0 (100.0)
学研究、専門・技術サービス業	5 (4)	441.0 (370.5)	3 (2)	0 (0)	2 (2)	0.0 (0.0)	8.0 (6.0)	0.0 (0.0)	1.81 (1.62)	4 (3)	80.0 (75.0)
宿泊業、飲食 サービス業	17 (14)	2,334.5 (1,362.5)	6 (2)	4 (4)	18 (7)	15.0 (11.0)	41.5 (20.5)	4.5 (4.5)	1.78 (1.50)	5 (4)	29.4 (28.6)
生活関連サービス業、娯楽業	13 (9)	1,967.0 (1,204.0)	19 (18)	0 (0)	62 (54)	3.0 (4.0)	101.5 (92.0)	4.0 (3.0)	5.16 (7.64)	5 (6)	38.5 (66.7)
教育、学習支援業	11 (7)	824.5 (610.5)	2 (2)	0 (0)	4 (3)	1.0 (0.0)	8.5 (7.0)	0.5 (0.0)	1.03 (1.15)	4 (3)	36.4 (42.9)
医療、福祉	82 (73)	14,187.0 (13,757.5)	58 (64)	13 (5)	137 (123)	46.0 (52.0)	289.0 (282.0)	44.0 (50.5)	2.04 (2.05)	53 (46)	64.6 (63.0)
複合サービス事業	6 (7)	1,864.0 (2,609.5)	5 (10)	0 (0)	18 (20)	1.0 (9.0)	28.5 (44.5)	4.0 (3.5)	1.53 (1.71)	3 (4)	50.0 (57.1)
サービス業	32 (27)	3,415.5 (3,139.0)	18 (11)	2 (2)	28 (31)	6.0 (3.0)	69.0 (56.5)	12.5 (11.0)	2.02 (1.80)	21 (17)	65.6 (63.0)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 (1,016.0 984.5)	人 (173 184)	人 (21 15)	人 (289 266)	人 (28 37)	人 (670.0 667.5)	人 (64.0 59.5)	人 (27 29)	人 (5 3)	人 (185 168)	人 (58 50)	人 (273.0 254.0)	人 (36.0 34.5)	人 (64 54)	人 (18 18)	人 (73.0 63.0)	人 (17.0 20.5)
農、林、漁業	人 (5.0 5.0)	人 (1 1)	人 (0 0)	人 (2 2)	人 (0 0)	人 (4.0 4.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (1 1)	人 (0 0)	人 (1.0 1.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	人 (0.0 0.0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)	
建設業	人 (25.0 15.0)	人 (4 2)	人 (0 1)	人 (15 9)	人 (0 0)	人 (23.0 14.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (1 1)	人 (0 0)	人 (1.0 1.0)		人 (1 0)	人 (0 0)	人 (1.0 0.0)	
製造業	人 (233.5 249.5)	人 (44 60)	人 (5 2)	人 (75 70)	人 (1 1)	人 (168.5 192.5)		人 (4 4)	人 (0 0)	人 (41 35)	人 (2 5)	人 (50.0 45.5)		人 (14 11)	人 (2 1)	人 (15.0 11.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 (0.0 0.0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)	
情報通信業	人 (10.0 8.0)	人 (4 3)	人 (0 0)	人 (1 1)	人 (0 0)	人 (9.0 7.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (1 1)	人 (0 0)	人 (1.0 1.0)	
運輸業、郵便業	人 (31.0 27.0)	人 (6 5)	人 (0 0)	人 (18 16)	人 (0 0)	人 (30.0 26.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (1 1)	人 (0 0)	人 (1.0 1.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)	
卸売業、小売業	人 (135.5 140.5)	人 (19 24)	人 (1 4)	人 (41 45)	人 (7 9)	人 (83.5 101.5)		人 (3 2)	人 (1 0)	人 (26 23)	人 (14 8)	人 (40.0 31.0)		人 (9 7)	人 (6 2)	人 (12.0 8.0)	
金融業、保険業	人 (25.0 28.0)	人 (3 3)	人 (0 0)	人 (18 21)	人 (0 0)	人 (24.0 27.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (1 1)	人 (0 0)	人 (1.0 1.0)	
不動産業、物品賃貸業	人 (5.0 3.0)	人 (1 0)	人 (0 0)	人 (2 1)	人 (0 0)	人 (4.0 1.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (1 2)	人 (0 0)	人 (1.0 2.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 (8.0 6.0)	人 (3 2)	人 (0 0)	人 (2 2)	人 (0 0)	人 (8.0 6.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	人 (41.5 20.5)	人 (6 1)	人 (1 2)	人 (5 1)	人 (3 3)	人 (19.5 6.5)		人 (0 1)	人 (3 2)	人 (10 5)	人 (11 7)	人 (18.5 12.5)		人 (3 1)	人 (1 1)	人 (3.5 1.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 (101.5 92.0)	人 (6 5)	人 (0 0)	人 (12 6)	人 (1 2)	人 (24.5 17.0)		人 (13 13)	人 (0 0)	人 (48 46)	人 (2 2)	人 (75.0 73.0)		人 (2 2)	人 (0 0)	人 (2.0 2.0)	
教育・学習支援業	人 (8.5 7.0)	人 (2 2)	人 (0 0)	人 (4 3)	人 (1 0)	人 (8.5 7.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)		人 (0 0)	人 (0 0)	人 (0.0 0.0)	
医療、福祉	人 (289.0 282.0)	人 (54 59)	人 (13 5)	人 (68 58)	人 (13 16)	人 (195.5 189.0)		人 (4 5)	人 (0 0)	人 (46 43)	人 (27 26)	人 (67.5 66.0)		人 (23 22)	人 (6 10)	人 (26.0 27.0)	
複合サービス事業	人 (28.5 44.5)	人 (5 7)	人 (0 0)	人 (10 14)	人 (0 6)	人 (20.0 31.0)		人 (0 3)	人 (0 0)	人 (2 1)	人 (1 1)	人 (2.5 7.5)		人 (6 5)	人 (0 2)	人 (6.0 6.0)	
サービス業	人 (69.0 56.5)	人 (15 10)	人 (1 1)	人 (16 17)	人 (2 0)	人 (48.0 38.0)		人 (3 1)	人 (1 1)	人 (9 11)	人 (1 1)	人 (16.5 14.5)		人 (3 3)	人 (3 2)	人 (4.5 4.0)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 394 (362)	人 57,302.5 (54,810.0)	人 200 (213)	人 26 (18)	人 538 (488)	人 104.0 (105.0)	人 1,016.0 (984.5)	人 117.0 (114.5)	% 1.77 (1.80)	企業 211 (205)	% 53.6 (56.6)
50～ 100人未満	企業 209 (178)	人 14,804.5 (13,175.5)	人 47 (65)	人 10 (2)	人 121 (162)	人 22.0 (18.0)	人 236.0 (303.0)	人 24.0 (25.0)	% 1.59 (2.30)	企業 114 (101)	% 54.5 (56.7)
100～ 300人未満	148 (150)	22,881.0 (23,229.0)	80 (68)	10 (11)	247 (172)	40.0 (40.0)	437.0 (339.0)	53.5 (50.0)	1.91 (1.46)	81 (84)	54.7 (56.0)
300～ 500人未満	19 (16)	6,761.5 (5,675.0)	30 (29)	2 (2)	66 (58)	8.0 (12.0)	132.0 (124.0)	17.0 (13.5)	1.95 (2.19)	11 (12)	57.9 (75.0)
500～ 1,000人未満	17 (17)	11,190.0 (11,136.0)	38 (44)	4 (3)	87 (84)	22.0 (23.0)	178.0 (186.5)	20.5 (25.0)	1.59 (1.67)	4 (7)	23.5 (41.2)
1,000以上	1 (1)	1,665.5 (1,594.5)	5 (7)	0 (0)	17 (12)	12.0 (12.0)	33.0 (32.0)	2.0 (1.0)	1.98 (2.01)	1 (1)	100.0 (100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 1,016.0 (984.5)	人 173 (184)	人 21 (15)	人 289 (266)	人 28 (37)	人 670.0 (667.5)	人 64.0 (59.5)	人 27 (29)	人 5 (3)	人 185 (168)	人 58 (50)	人 273.0 (254.0)	人 36.0 (34.5)	人 64 (54)	人 18 (18)	人 73.0 (63.0)	人 17.0 (20.5)
50～ 100人未満	人 236.0 (303.0)	人 40 (47)	人 7 (2)	人 73 (66)	人 4 (4)	人 162.0 (164.0)		人 7 (18)	人 3 (0)	人 34 (78)	人 15 (9)	人 58.5 (118.5)		人 14 (18)	人 3 (5)	人 15.5 (20.5)	
100～ 300人未満	437.0 (339.0)	63 (64)	8 (8)	113 (99)	13 (16)	253.5 (243.0)		17 (4)	2 (3)	107 (54)	19 (19)	152.5 (74.5)		27 (19)	8 (5)	31.0 (21.5)	
300～ 500人未満	132.0 (124.0)	27 (26)	2 (2)	35 (31)	3 (5)	92.5 (87.5)		3 (3)	0 (0)	21 (19)	3 (6)	28.5 (28.0)		10 (8)	2 (1)	11.0 (8.5)	
500～ 1,000人未満	178.0 (186.5)	38 (40)	4 (3)	59 (63)	5 (11)	141.5 (151.5)		0 (4)	0 (0)	17 (13)	12 (6)	23.0 (24.0)		11 (8)	5 (6)	13.5 (11.0)	
1,000以上	33.0 (32.0)	5 (7)	0 (0)	9 (7)	3 (1)	20.5 (21.5)		0 (0)	0 (0)	6 (4)	9 (10)	10.5 (9.0)		2 (1)	0 (1)	2.0 (1.5)	

注 1(1)②表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
鳥取県	機 関 3 (3)	人 4,079.0 (4,059.0)	人 33 (32)	人 17 (4)	人 6 (18)	人 17 (14)	人 97.5 (93.0)	人 13.5 (7.5)	% 2.39 (2.29)	機 関 3 (3)	% 100.0 (100.0)
全国	156 (155)	322,458.5 (323,879.0)	2,076 (2,008)	185 (154)	3,555 (3,519)	488 (386)	8,136.0 (7,882.0)	385.0 (287.0)	2.52 (2.43)	144 (144)	92.3 (92.9)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
鳥取県	人 97.5 (93.0)	人 33 (32)	人 16 (4)	人 6 (17)	人 5 (4)	人 90.5 (87.0)	人 9.0 (6.5)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (1)	人 10 (10)	人 6.0 (6.0)	人 3.5 (1.0)	人 0 (0)	人 2 (0)	人 1.0 (0.0)	人 1.0 (0.0)
全 国	8,136.0 (7,882.0)	2,070 (2,005)	184 (154)	3,403 (3,403)	353 (292)	7,903.5 (7,713.0)	344.5 (253.0)	6 (3)	1 (0)	37 (25)	76 (70)	88.0 (66.0)	13.5 (24.0)	115 (91)	59 (24)	144.5 (103.0)	27.0 (10.0)

〔2(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

〔2(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとして
4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
鳥取県	機関 26 (26)	人 6,048.0 (6,127.0)	人 29 (26)	人 10 (5)	人 71 (72)	人 15 (10)	人 146.5 (134.0)	人 22.5 (7.5)	% 2.42 (2.19)	機関 25 (21)	% 96.2 (80.8)
全 国	2,372 (2,312)	1,061,543.5 (1,052,790.5)	6,333 (6,037)	395 (362)	11,321 (10,938)	820 (713)	24,792.0 (23,730.5)	1,835.5 (1,344.5)	2.34 (2.25)	1,947 (1,998)	82.1 (86.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度身体障 害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務職 員	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
鳥取県	人 146.5 (134.0)	人 29 (26)	人 10 (5)	人 66 (66)	人 8 (7)	人 138.0 (126.5)	人 19.5 (6.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (2)	人 5 (1)	人 3.5 (2.5)	人 1.5 (0.5)	人 4 (4)	人 2 (2)	人 5.0 (5.0)	人 1.5 (1.0)
全 国	24,792.0 (23,730.5)	6,269 (6,006)	375 (345)	10,140 (9,956)	614 (540)	23,360.0 (22,583.0)	1,550.0 (1,171.0)	64 (31)	20 (17)	424 (369)	101 (95)	622.5 (495.5)	167.5 (95.5)	757 (613)	105 (78)	809.5 (652.0)	118.0 (78.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3)地方公共団体の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率	④ 不 足 数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,219.0	77.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	558.0	14.5	2.60	0.0	
鳥取県警察本部	302.0	6.0	1.99	0.0	
鳥取県教育委員会	4,392.5	80.5	1.83	15.5	
鳥取市	1,627.0	38.5	2.37	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	941.5	21.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	382.0	8.5	2.23	0.0	
境港市	247.5	6.0	2.42	0.0	
岩美町	208.5	5.0	2.40	0.0	特例認定あり(注4③)
若桜町	71.0	1.0	1.41	0.0	
智頭町	120.0	4.0	3.33	0.0	
八頭町	239.5	7.0	2.92	0.0	
三朝町	80.0	3.0	3.75	0.0	
北栄町	166.0	4.0	2.41	0.0	
湯梨浜町	180.0	4.0	2.22	0.0	
琴浦町	144.0	4.0	2.78	0.0	
日吉津村	56.0	1.0	1.79	0.0	
大山町	212.0	6.0	2.83	0.0	
南部町	95.0	2.5	2.63	0.0	
伯耆町	137.0	3.0	2.19	0.0	
日南町	90.0	3.0	3.33	0.0	
日野町	64.0	1.0	1.56	0.0	
江府町	55.0	3.0	5.45	0.0	
鳥取市水道局	88.0	2.5	2.84	0.0	
米子市水道局	114.0	4.0	3.51	0.0	
鳥取市立病院	232.5	5.0	2.15	0.0	
国民健康保険智頭病院	117.0	2.0	1.71	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	158.5	2.0	1.26	1.0	
日南町国民健康保険日南病院	66.0	1.0	1.52	0.0	
日野病院組合	156.0	4.5	2.88	0.0	
倉吉市教育委員会	67.0	1.0	1.49	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- ①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。
- ②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。
- ③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。
- ④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

障害者雇用率の見直し

障害者雇用率は、少なくとも5年ごとに、労働者と失業者の総数に対する身体又は知的障害者である労働者と失業者の総数の割合の推移を勘案して、政令で定めることとなっている。

平成24年は、前回(19年)の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、政令を改正し、平成25年4月1日から障害者雇用率を引き上げることになった。

* 平成24年6月 政令改正・公布

○ 引き上げ後の雇用率(平成25年4月1日施行)

事業主区分	雇用率	
	平成10年7月1日～平成25年3月31日	平成25年4月1日以降
民間企業(※)	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

※ 今回の雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員56人以上から50人以上となった。